

令和3年度 監督処分一覧表

| 業者名 | 所在地 | 処分区分 | 処分日(営業停止期間) | 処分の原因となった事実 |
|-----------|------|-------------------|------------------------|---|
| 有限会社おおく建設 | 鹿児島市 | 指示処分 (改善・再発防止) | R03年06月21日 ~ () | 有限会社おおく建設は、令和2年1月28日、元請として請け負った鹿児島市内の牛舎改修工事において、トラクターショベルの乗車席以外の箇所に労働者2名を乗せて作業をさせており、危険防止措置を講じなかった。 さらに、同作業中に労働者1名が負傷し4日以上休業したにも関わらず、所轄の鹿児島労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告を提出せず、法定に定める報告をしなかった。 この件について、同社及び代表取締役らは、労働安全衛生法違反により、鹿児島簡易裁判所からそれぞれ罰金の略式命令を受け、令和3年4月5日に刑が確定した。 根拠法令 建設業法第28条第1項第3号 |
| 株式会社稲穂工房 | 屋久島町 | 指示処分 (改善・再発防止) | R03年05月17日 ~ () | 株式会社稲穂工房は、民間工事において、特定建設業の許可を有していないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額(6,000万円)以上となる下請契約を締結した。 このことは、同法第16条第1号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。 また、同社は、同工事において、同法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者らと、同法施行令第1条の2第1項で定める「軽微な建設工事の範囲」を超えて、下請契約を締結した。 このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。 根拠法令 建設業法第28条第1項(第2号、第6号) |
| 吉永電機株式会社 | 鹿児島市 | 指示処分 (改善・再発防止) | R03年05月17日 ~ () | 吉永電機株式会社が、元請として請け負った鹿児島県霧島市内の大規模ソーラー建設工事現場において、令和2年2月20日、同社が使用する労働者が足場板を地面に下ろす作業中に、墜落して死亡する事故が発生した。 この件について、同社及び代表取締役は、労働安全衛生法違反により、鹿児島簡易裁判所からそれぞれ罰金の判決を受け、令和3年1月26日に刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当するものである。 根拠法令 建設業法第28条第1項第3号 |